

令和7年度

資材価格調査等業務

特別仕様書

(第1回変更)

関東農政局土地改良技術事務所

<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(目的) 第1-2条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(調査対象) 第1-3条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(管理技術者) 第1-4条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(担当技術者) 第1-5条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(配置技術者の確認) 第1-6条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(保険加入) 第1-7条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(機密の保持) 第1-8条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(著作物の使用等) 第1-9条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1-10条</p>	<p>変更なきにつき省略</p>
<p>第2章 業務内容 (業務概要) 第2-1条</p>	<p>本業務は、以下の調査を行うものであり、1.～3.については実勢取引価格(消費税及び地方消費税を含まず)を調査するものである。</p> <p>1.～3. 変更なきにつき省略</p> <p>4. 公共事業労務費調査 公共事業の工事費積算に用いる公共工事労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都県別かつ職種別に把握するものである。</p> <p>調査は、公共事業労務費調査連絡協議会が作成する「公共事業労務費調査の手引き」及び「オンライン調査に関する資料」に基づき、調査対象工事の受注業者(元請業者及び下請業者)(以下「工事受注業者」という。)が記入した調査票等の内容を確認し、一次審査の実施及び二次審査の立ち合いを行うものとする。</p> <p>調査件数は別紙-9のとおり予定している。</p> <p>「公共事業労務費調査の手引き」及び「オンライン調査に関する資料」に</p>

については、国土交通省HPからダウンロードすることが出来る。

5. 建設資材価格随時調査

資材等価格表（労務単価・資材単価及び機械損料・仮設材損料）（以下、資材等価格表）市販図書等に掲載のない資材等で、業務・工事の積算に必要が生じた都度行う価格調査である。

調査は、資材等の取引実態に基づき実勢取引価格（消費税及び地方消費税を含まず）の調査を実施するものとする。

調査品目数は別紙 - 10のとおり予定している。

なお、別紙 - 10に示す資材区分の分類は、別紙 - 11を参考に行うものとする。

（調査対象業者の
選定）

第2 - 2条

変更なきにつき省略

（価格の条件）

第2 - 3条

変更なきにつき省略

（調査方法）

第2 - 4条

1. ~ 3. 変更なきにつき省略

4. 公共事業労務費調査

公共事業労務費調査は、書面調査とオンライン調査の実施とし、下記項目を実施するものである。

なお、オンライン調査は、調査対象工事について調査表の提出・管理・審査をシステム上で実施するものであり、公共事業労務費調査連絡協議会が作成する「オンライン調査に関する資料」を熟読の上実施されたい。

（1）~（3）変更なきにつき省略

（4）二次審査

受注者は、公共事業労務費調査地方連絡協議会が行う二次審査へ立ち会うものとする。

なお、調査会場については、下記に示すとおりであり、決定次第監督職員より連絡するものとする。

県名	調査会場	実施日	調査実日数
埼玉	さいたま市内	12月中旬	1日（日帰り）
愛知	名古屋市内	12月中旬	1日（日帰り）

さいたま市は「関東地方整備局管内」、名古屋市内は「中部地方整備局管内」の事業（務）所分の調査票審査を行う。

（調査時期等）

第2 - 5条

変更なきにつき省略

（調査価格の決定）

第2 - 6条

変更なきにつき省略

（価格の決定根拠）

第2 - 7条

変更なきにつき省略

(再委託) 第2 - 8条	変更なきにつき省略
(資料の貸与) 第2 - 9条	変更なきにつき省略
第3章 打合せ (打合せ) 第3 - 1条	変更なきにつき省略
第4章 成果物 (成果物) 第4 - 1条	変更なきにつき省略
(成果物の提出) 第4 - 2条	変更なきにつき省略
第5章 契約変更 (契約変更) 第5 - 1条	変更なきにつき省略
第6章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第6 - 1条	変更なきにつき省略

- 別紙 - 1 調査対象地域一覧表
- 別紙 - 2 建設資材価格（定期、次年度）調査 特別調査資材（地域資材単価）規格数
- 別紙 - 3 次年度調査（関東独自、機械器具賃料、仮設材損料）規格数
- 別紙 - 4 建設資材価格（定期、次年度）調査 特別調査資材（地区資材単価） 規格数
- 別紙 - 5 次年度調査（事業所単独資材単価）規格数
- 別紙 - 6 建設資材価格（定期、次年度）調査 一般調査規格数
- 別紙 - 7 産業廃棄物処理費調査 規格数
- 別紙 - 8 基礎単価平均化ツール 入力シート様式
- 別紙 - 1 1 随時調査資材区分
- 別紙 - 1 2 随時調査依頼書様式
- 別紙 - 1 3 随時調査依頼品目表様式

変更なきにつき省略

公共事業労務費調査対象工事名簿

事業所名	工事名	オンライン調査対象	下請数
(Ⅱ) 茨城県内事業(務)所	(未定) 湊幹線水路その5工事	(1) 0	(3) 1
	(未定) 川又小泉団地川又工区区画整理その3工事	(1) 1	(3) 1
	(未定) 川又小泉団地川又工区区画整理その4工事	(1) 0	(3) 3
	(未定) 川又小泉団地川又工区区画整理その5工事	(1) 0	(3) 2
	(未定) 船渡東永寺団地東永寺2工区区画整理その1工事	(0) 1	(3) 4
	(未定) 沼前馬割干拓団地海老沢工区区画整理その1工事	(0) 1	(3) 4
	(-) 沼前馬割干拓団地海老沢工区区画整理その2工事	(-) 0	(-) 2
	小計	(4) 3	(18) 17
(Ⅰ) 栃木県内事業(務)所	(-) 西清水川排水路改修その9工事	(-) 0	(-) 3
	(-) 荒川排水機場撤去・場内整備工事	(-) 1	(-) 2
	(-) 西清水川排水路改修工事(その8-2)	(-) 1	(-) 2
	小計	(-) 2	(-) 7
(Ⅱ) 埼玉県内事業(務)所	(未定) 導水幹線(その8)工事	(1) 1	(3) 0
	(未定) 導水幹線支線用水路整備その2工事	(0) 1	(3) 5
	(未定) -	(0) -	(3) -
	小計	(1) 2	(9) 5
(Ⅱ) 千葉県内事業(務)所	(未定) 埜原支線用水路工事(第4号支線)	(1) 1	(3) 1
	(未定) 埜原支線用水路工事(第6号支線その2)	(0) 0	(3) 1
	(未定) 手賀第二排水機場改修工事	(0) 0	(3) 5
	(-) 手賀排水機場建設工事	(-) 0	(-) 6
	小計	(1) 1	(9) 13

事業所名	工事名	オンライン 調査対象	下請数
(〃) 静岡県内事業(務)所	(未定) 導水幹線水路改修工事(2号水路橋)	(1) 0	(3) 3
	(未定) 導水幹線水路改修工事(7号開渠～12号開渠他)	(1) 1	(3) 2
	(未定) 導水幹線水路1号トンネル補修その他工事	(0) 1	(3) 1
	(-) 都田調整池改修工事	(-) 0	(-) 1
	(-) 導水幹線水路改修工事(1号分木工他)	(-) 1	(-) 0
	(-) 水管理施設整備工事	(-) 1	(-) 2
	小計	(2) 4	(9) 9
計	(15件) 22件	(8件) 12件	(45) 51

上段：当初

下段：第1回変更

資材区分	調査対象資材	予定品目数 (全体)	
A	原則として、別紙 - 1 に示す調査対象地域内の生産拠点等を対象に調査可能な資材等でかつ、調査対象業者が確保されており、図面等によらない標準品（原則として市中流通品）ないし、市販図書掲載資材等に準ずるもの。	同一資材10規格以下の調査を行う場合	(59) 22
		同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	(2) 0
		同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	(1) 0
B	原則として、別紙 - 1 に示す調査対象地区内の生産拠点等を対象に調査可能な資材等でかつ、現地あるいは周辺地区に調査員が実査に入る必要があり、図面等によらない標準品（原則として市中流通品）ないし、市販図書掲載資材等に準ずるもの。	同一資材10規格以下の調査を行う場合	(8) 3
		同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	(2) 1
		同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	(1) 0
C	発注者側からの指定図面に基づく仕様で調査を実施する資材等である。ただし、簡易な資材等は除く。 なお、簡易な資材等の判定は、以下の基準による。 市販図書掲載資材等に準ずるものであり、調査先、見積依頼先の選定が比較的容易である。 当該資材等または類似品の市場情報を保有し、調査から報告までに比較的時間を要しないもの。	同一資材10規格以下の調査を行う場合	(15) 14
		同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	(4) 0
		同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	(2) 0
D	施設機械工事で使用する図面付き資材等（C資材区分）のうち、市販図書掲載品目に準じない機械・電気設備関連製品。（5資材まで）	(23) 6	
E	原則として、別紙 - 1 に示す調査対象地区内の産業廃棄物処理許可業者（貸与資料参照）を基に、産業廃棄物処理価格を聞き取り調査する。（3～5社程度）原則として、中間処理を基本とするが、経済的に不利となる場合は最終処分とする。	(2) 8	
F	市場単価（材料費、労務費、機械経費等を含む価格）が存在する工事費。（施工条件が分かる図面等の添付有り。）	(1) 0	

なお、上記についての取扱は以下のとおりとする。

- 1) 同一品目となる資材であっても30規格を超えた場合は、別品目として資材区分を別途設定して扱う。
- 2) 同一品目となる資材であっても調査時期が異なれば別品目扱いとする。
- 3) 上記同様、同一資材であっても調査地点が異なる場合は別品目扱いとする。
- 4) 図面付き資材（C資材区分）であっても、標準品として判断される場合は、AまたはB資材区分の扱いとする。